

容器包装以外のプラスチックのリサイクルに係る現時点での整理と今後の検討の方向性

平成 22 年 7 月

1. 検討の背景及び趣旨

(1) 平成 21 年 9 月に取りまとめられた「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る中間取りまとめ」では、

- ① 今回の審議においては、プラスチック製容器包装の商品化の在り方に関し、中長期的な課題も含め、多岐にわたる課題を検討事項としたことから、そもそも議論に立ち返り十分な審議を重ねていくことが必要となるが、直近の平成 22 年度の入札手続から反映できるよう、まずは、これまでの議論を踏まえ平成 22 年度の入札手続に盛り込むべき内容についてここで中間取りまとめとして整理を行うこととし、その後引き続き当初の議題について、2009 年夏以降、全体的な議論を継続することとされた。
- ② 中長期的課題の一つとして「市町村によって焼却等されている廃プラスチックのリサイクル推進・混合プラスチックのリサイクル、環境負荷の低減等の取組と公表、その推進のための仕組み等の検討」について別途の場で議論をし、概ね 2010 年夏頃までに結論を得られるようにする

(2) また、本年 1 月の中環審プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会・産構審プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合（以下「合同会合」という。）第 13 回会合において、当面の議論の進め方として、材料リサイクルの優先的取扱いに関する合同会合作業チームでの検討と並行して容器包装以外のプラスチックも含めたプラスチックのリサイクルの在り方など制度に密接に関連する課題についても検討を行うとともに、これらの検討結果を踏まえて今後のプラスチックのリサイクルの基本的方向並びに材料リサイクルの優先的取扱いの考え方及び対応策の方向を可能な限り 2010 年夏までを目途に整理することとされた。

(3) 以上を踏まえ、本懇談会において、容器包装以外のプラスチックのリサイクルの在り方について検討するため、関係各主体の合意を得られる可能性にも留意しつつ、一定の条件の下で容器包装以外のプラスチックをプラスチック製容器包装と併せて収集（以下「一括収集」という。）した場合のベール品質の変化とその変化が再商品化手法に与える影響など、容器包装以外のプラスチックをプラスチック製容器包装と一括して収集する場合の効果や課題について検討に着手した。

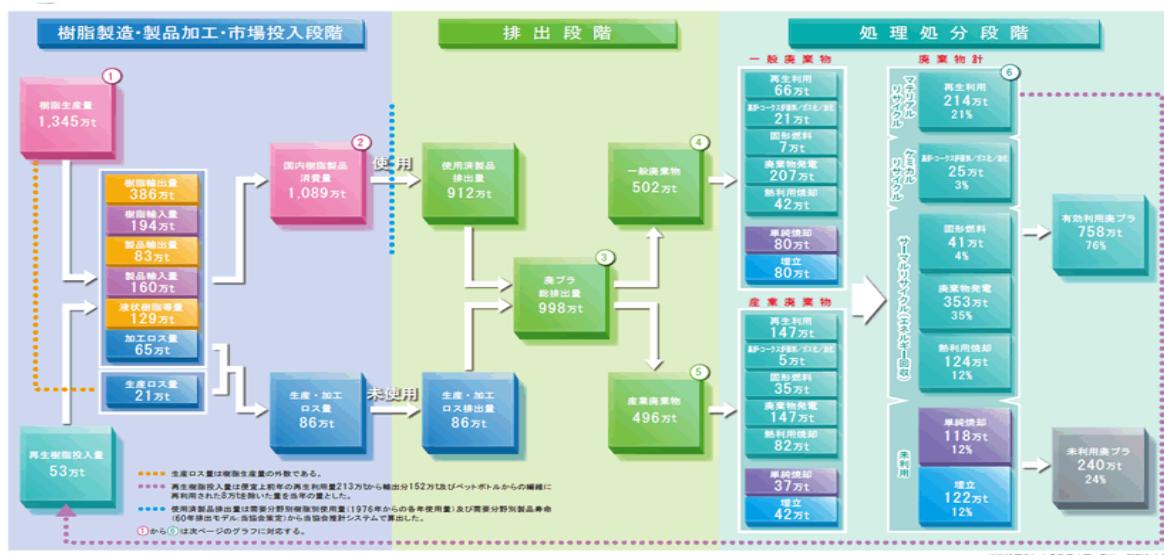
(4) 今般、合同会合において、本年夏までを目途に、プラスチック全体の排出・処理状況を踏まえ、今後的一般廃棄物中のプラスチックのリサイクルの基本的方向等について整理することとされていることから、本懇談会におけるここまで検討を踏まえ、容器包装以外のプラスチックをプラスチック製容器包装と一括して収集する場合の効果や課題について一定の整理を行い、合同会合へ報告するものである。

2. 現在の廃プラスチックの排出・処理の現状

(1) 廃プラスチック全体の排出・処理状況

- ・ 社団法人プラスチック処理促進協会（以下「プラ処理促進協」）の「2008年プラスチック製品・廃棄物・再資源化フロー図」によれば、廃プラスチック総排出量は998万トンであり、その内訳は一般廃棄物が502万トン、産業廃棄物が496万トンとなっている。また、一般廃棄物のうち容器包装廃棄物量は、354万トンとなっている。
- ・ 一方、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）によれば、容器包装リサイクル法（以下「容リ法」という。）に基づく自治体からのプラスチック製容器包装廃棄物（PETボトルを含む。）の平成20年度の引き取り実績量は、75万トンとなっており、容器包装リサイクル制度（以下「容リ制度」という。）に基づいて再商品化されている廃プラスチックは総排出量998万トンの1割に止まっている。
- ・ また、プラ処理促進協のフロー図で一般廃棄物中のプラスチック処理状況を見ると、87万トンがリサイクルされ、256万トンが熱回収され、80万トンが単純焼却、80万トンが埋め立てされていると推計されている。
- ・ プラ処理促進協のフロー図は、生産側のデータと一定のモデルに基づいて算出した係数を用いて推計したものであり、廃棄物処理側のデータとの整合性は取られていないため、廃棄物処理の実態を正確に表していない可能性がある。例えば、家庭で排出され店頭回収されたPETボトルや食品トレイ等の容器包装廃棄物は法令上産業廃棄物に区分されるが、生産側から追っているプラ処理促進協のフロー図では一般廃棄物に分類されている可能性があると考えられる。

図-1 2008年プラスチック製品 廃棄物・再資源化フロー図

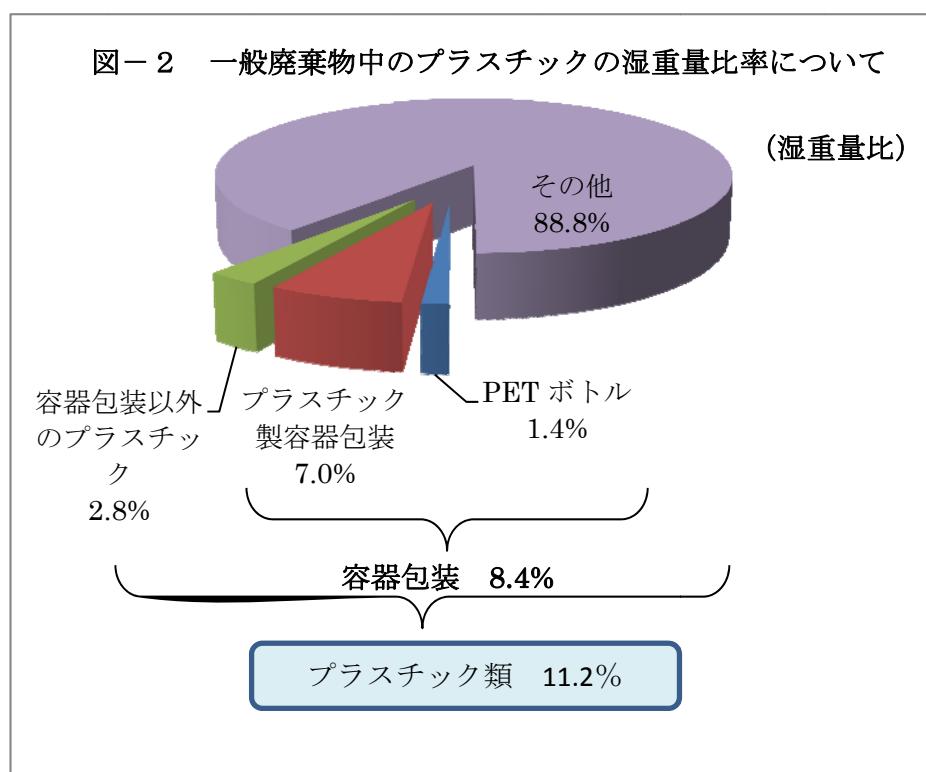


出典：社団法人 プラスチック処理促進協会

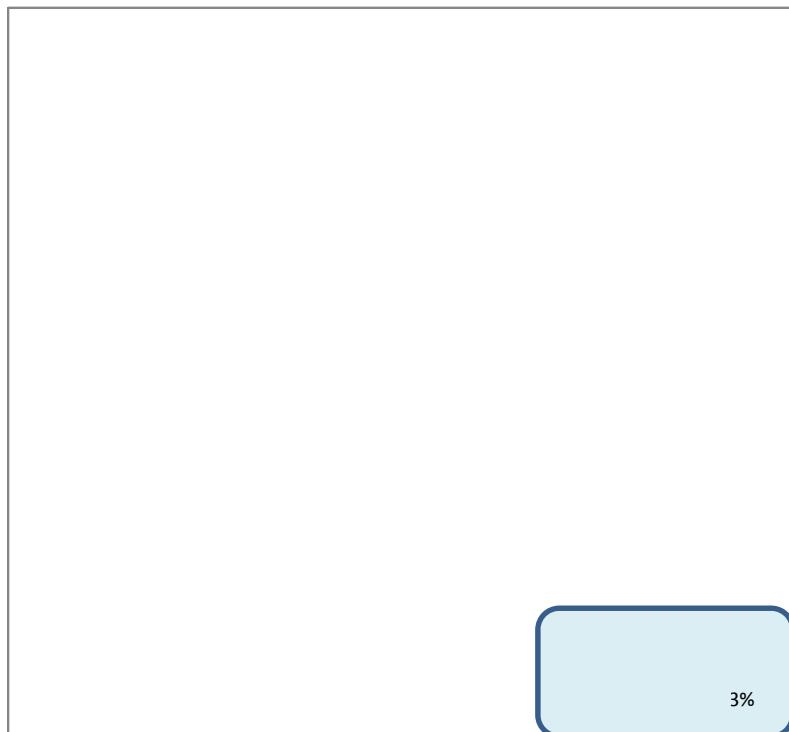
(2) 廃プラスチック中の容器包装比率や材質等の現状

- 平成 21 年の全国 6 都市の容器包装廃棄物の使用・排出実態に関する調査^{*}によれば、一般廃棄物全体に占めるプラスチックの割合は湿重量で約 11.2%であり、PET ボトルを含むプラスチック製容器包装 8.4%（このうち PET ボトルは 1.4%）、容器包装以外のプラスチックが 2.8%であった。平成 21 年度以前の推移を見ても、一般廃棄物全体に占めるプラスチックの割合は約 11%～12%、PET ボトルを含むプラスチック製容器包装の比率は約 8%～約 10%、容器包装以外のプラスチックの比率は約 2%～3%と安定している。

*環境省が毎年実施している調査であり、この 6 都市とは、東北 1（人口：20 万人）、関東 2（人口：5～10 万人、30 万人）、中部 1（人口：5～10 万人）、関西 1（人口：20 万人）、九州 1（人口：20 万人）の合計 6 都市を対象に実施している。



- PET ボトルを除くプラスチック製容器包装のうち、現在材料リサイクルに用いられている主な成分は、PP（ポリプロピレン）、PE（ポリエチレン）、PS（ポリスチレン）、PET（ポリエチレンテレフタレート）の 4 つである。材料リサイクル手法により、これらを原料としてパレットや土木建築用・園芸用資材、日用雑貨等が製造されている。
- PET ボトルを除くプラスチック製容器包装廃棄物の材質別内訳をみると、PP が 26.5%、PE が 43.7%、PS が 17.9%、PET が 8.2%となっており、材料リサイクルに用いられることが多いポリオレフィン類（PO）である PP・PE の割合は 70.2%、PS・PET の割合は 26.1%、PP・PE・PS・PET の合計が 96.3%となっている。



- 容器包装以外のプラスチックの材質別内訳をみると、PPが23.4%、PEが35.7%、PSが7.4%、PETが1.8%で合計68.3%となっており、PPとPEの合計は59.1%、PSとPETの合計は9.2%、PP・PE・PS・PETの合計が68.3%となっている。



- 容器包装以外のプラスチックを用途別に分類した結果は、湿重量比でごみ収集袋が21%、市販のごみ収集袋が16%、収納用品が14%であった。

表一 容器包装以外のプラスチックの用途別内訳

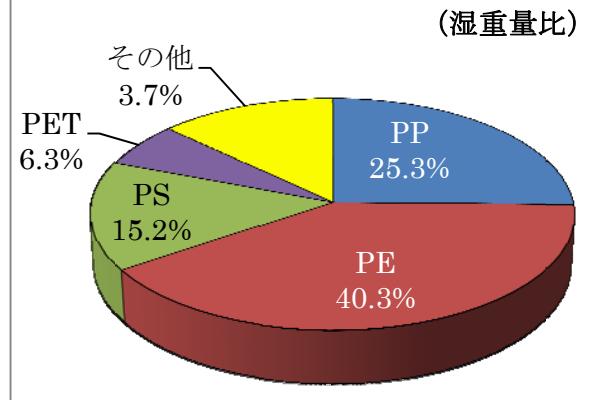
	ごみ収集袋(指定収集袋)	ごみ収集袋(市販)	クリーニング袋	使い捨てのプラスチック類	衛生、トイレ用品	台所用品	洗濯用品	掃除用品	園芸用品	文房具	玩具	家庭用化学製品	収納用品	カード用品	記録用のメディアケース	その他雑貨	ビデオテープ	CD	DVD	カセットテープ	その他記録メディア	合計
PP	0.0%	0.0%	0.3%	1.2%	0.2%	1.6%	4.1%	1.1%	1.7%	0.3%	2.4%	0.1%	8.8%	0.0%	0.3%	1.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.4%
PE	16.5%	15.9%	1.4%	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.5%	0.0%	0.1%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	35.7%
PS	1.4%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%	0.1%	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	2.1%	0.0%	2.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	7.4%
PET	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
PVC	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	3.8%
SAN	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ABS	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	1.1%	0.2%	0.0%	0.2%	1.9%	0.0%	2.0%	0.5%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.4%
PMMA	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	1.9%
PVDC	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
PC	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%
PA	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
POM	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
PBT	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
PUR	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
AS	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
判別不明	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	1.0%	1.6%	0.1%	1.3%	0.0%	0.6%	0.0%	0.8%	0.0%	0.1%	1.2%	5.4%	0.1%	0.0%	1.5%	0.4%	14.6%
合計	20.9%	15.9%	1.7%	1.9%	0.5%	5.9%	6.9%	2.0%	3.0%	0.5%	6.5%	1.5%	14.4%	0.5%	2.6%	4.9%	5.7%	0.1%	0.1%	2.2%	2.3%	100.0%

(注) ・「平成 21 年度 容器包装廃棄物の使用・排出実態調査報告書」(環境省) を基に作成。

・「ごみ収集袋(指定収集袋)」及び「ごみ収集袋(市販)」の欄の数字には、プラスチック製容器包装だけでなく可燃ごみ、不燃ごみ等の収集に用いられたごみ収集袋も含まれている。

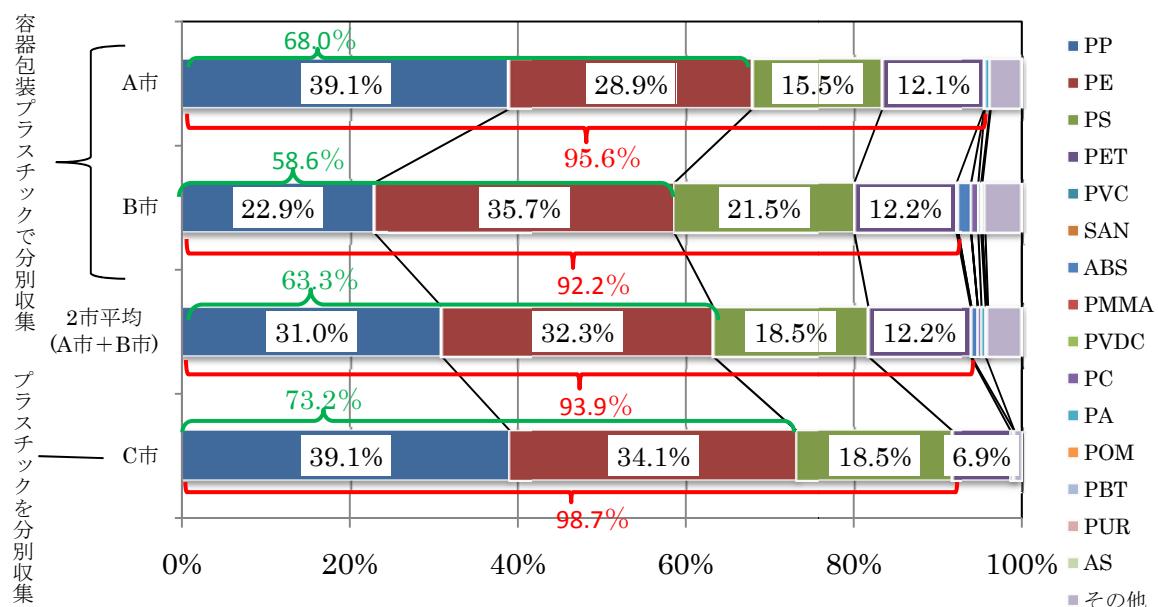
- 容器包装以外のプラスチック製品には、金属がその不可分な一部として用いられている場合があり、これら金属がプラスチック全体に占める割合は 2.8% ではあるが、製品別にみると、文房具が 29.5%、掃除用品が 22.8%、MD やフロッピーなどの記録メディアが 16.5% と、金属の重量比率の高い製品もある。また、刃物、可燃物(可燃性ガス等)等危険物となりうるものを有するプラスチックが容器包装以外のプラスチック全体に占める割合は、全体としては 0.3% となっている。
- 家庭から排出される PET ボトルを除くプラスチック製容器包装と併せて容器包装以外のすべてのプラスチック製品を分別収集した場合、PP・PE・PS・PET の比率は 96.3% から 87.1% に低下する。また、PP と PE の合計も 70.2% から 65.6% に低下する。一方、平成 21 年度の一般廃棄物の組成調査結果と平成 20 年度に市町村で分別収集された PET ボトルを除くプラスチック製容器包装の量から単純推計すると、仮に容器包装以外のプラスチックがすべて分別収集された場合、容リ制度の対象となる PET ボトルを除くプラスチック製容器包装の全体量としては、容リ制度への参加市町村数に変化がなかったとしても、平成 20 年度の PET ボトルを除くプラスチック製容器包装の分別収集量である約 67 万トンから約 94 万トンへ、約 27 万トン分増加する。

図一 家庭 全体におけるプラスチックの 別内訳



PP+PE=65.6%
PS+PET=21.5%
PP+PE+PS+PET=87.1%

- 先に述べた容器包装廃棄物の使用・排出実態に関する調査において、PETボトルを除くプラスチック製容器包装の分別収集を行う都市と、プラスチックの区分でPETボトルを除くプラスチック製容器包装とそれ以外の品目を一括して収集（シガーパッケージ、容器など具体的な品目を市町村別として収集）する都市の排出実態を比べると、後者の方が収集量が増加するとともに、PP・PE・PS・PETの比率及びPP・PE比率も高い。



図一 7 収集区分の違いによるプラスチックの材質別内訳(PETボトルを除く)

3. 一括収集がもたらす環境負荷の削減や資源の有効利用等への影響

(1) プラスチック製容器包装と併せて容器包装以外のプラスチックを一括して収集することによる環境負荷分析の手法

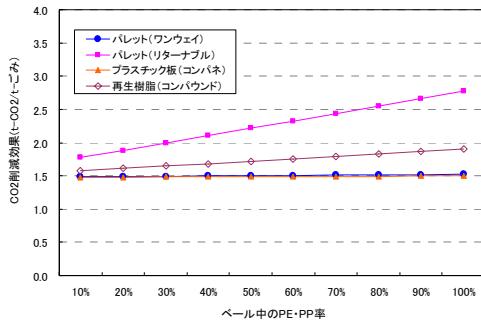
- ・ 合同会合においては、材料リサイクル手法及び ルリサイクル手法のそれ れをよ り いものにすることを て容リ制度全体を高度化するために現状で 入可能と考 え得る取組として、a) 市町村によるリサイクル手法の 、 b) リサイクル手法に し たベール品質に応 た市町村の 別、 c) 環への 及び 在への対応、 d) 数年 約、 e) PET・PS の 的な 用、 f) プラスチック製容器包装の分別収集量の 増加、 g) 再商品化事業 、再商品化製品 用事業 、市 、自治体等関係 間の対 を た環境 計の推進、 h) 再商品化製品 用製品の販 を の 8 つが ら れている。
- ・ これらの 8 つの取組が PET ボトルを除くプラスチック製容器包装（以下、単に「プラ スチック製容器包装」という。）の再商品化手法に係る環境負荷に影響を与える要 としては、例えば、①ベール中の PP・PE 率の向上、②PE・PP 以外のプラスチック の再商品化率の向上（主に PS・PET の再商品化）、 分別収集量の増加、 分別収集・ の変化、 家庭での 方法の変化といったことが考えられる。
- ・ 本懇談会で検討しているプラスチック製容器包装と併せて容器包装以外のプラスチックを一括して収集することとした場合については、このうちの①及び の項目が変化し、 その結果環境負荷に影響を与えることとなると考えられる。
- ・ 以上のことから、まず、①について、ベール中の PE・PP 率が向上した場合に再商品 化手法ごとに環境負荷 減効果がどのように変化する可能性があるのかについて 算 を行うこととする。
- ・ に、 について、分別収集量の増加に関し、容器包装以外のプラスチックの収集の在 り方として以下の つの リオを 定し、現行の容リ制度に基づく リオと比 し て、一括収集の方法によってはベール中の PE・PP 率が変化することも踏まえつつ、 各 リオにおける環境負荷 減効果の 算を行うこととする。
(A) 容器包装以外のすべてのプラスチックをプラスチック製容器包装と一括して収集す る リオ（全量収集 リオ）
(B) 容器包装以外のプラスチックのうち再商品化に したプラスチックを多く含むもの のみをプラスチック製容器包装と一括収集する リオ（ 収集 リオ）

(2)ベール中の PE・PP 率が向上した場合の再商品化手法ごとの環境負荷削減効果の試算

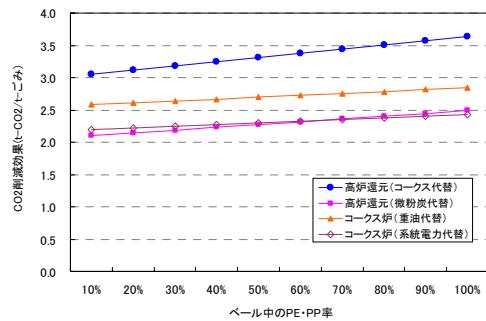
- ・ ベール中の PE・PP 率が 10%から 100%まで変化した場合のベール組成を仮定し、 これに基づいて再商品化製品及び他 用プラの組成を 定し、ベール中の PE・PP 率が変化した場合の各再商品化手法の環境負荷 減効果について 算した結果は、以下 のとおり。
- ・ まず、CO2 減効果について見ると、材料リサイクル手法については、パレット（リ ター ル）や ンパ ン については 減効果の向上が 定されるが、パレット（ ン イ）や ンパ については PE・PP 率の影響は ないことが 定される。これ

は、材料リサイクル手法による CO₂ 減効果は、再商品化製品が 一 シン原料をすることによる効果から他 用プラスチックが減 することによる効果を除いたものと考えることができるが、これが、パレット（リター ル）や ンパ ン の方がパレット（ン イ）や ンパ より きいためと考えられる。

- 一方、 ルリサイクル手法については、高 度の 減効果の向上にとどまり、 化・ガス化では 減効果の向上が 定されない。これは、前 は現状で に他 用プラスチックの 生量が ないためにかえつて再商品化製品量の増加が きくは見込めず、また後 は他 用プラスチックが生しないと 定しているためである。

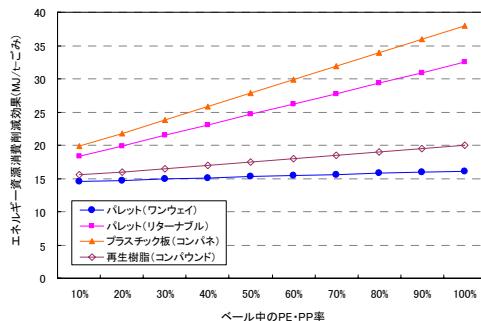


図一 PE・PP 率変化による CO₂ 減効果の変化 (材料リサイクル)

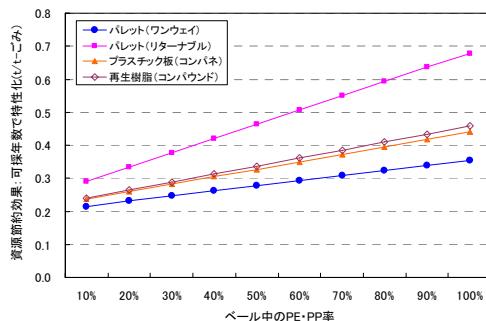


図一 PE・PP 率変化による CO₂ 減効果の変化 (高炉化、一クス化原料化)

- に資源 約効果について見ると、PE・PP 率の向上に い、 ンパ では ガス、それ以外の材料リサイクルでは原 の 減効果が増加するが、 の 減効果は減 することが 定され、トータルの資源 約効果では、エ ル 一資源 減効果及び可 年数で 性化した資源 約効果の 面で PE・PP 率の向上に う効果の向上が 定される。これは、PE・PP 率の向上に い、主に ガスや原 の 効果が きい再 商品化製品量が増加し、主に有効 用による の 効果が きい他 用プラスチックの 生量が減 すると 定したためである。
- 一方、高 化法及び 一クス 化 原料化法では、ある 度の資源 約効果の向上にとどまり、 化・ガス化では資源 約効果の向上が 定されない。これは、前 は再商品化製品量の増加が きくは見込めず、また後 は他 用プラスチックが生しないと 定したためである。



図一 PE・PP 率変化によるエ ル 一資源 減効果の変化 (材料リサイクル)



図一 PE・PP 率変化による資源 約効果の変化 (可年数で性化: 材料リサイクル)

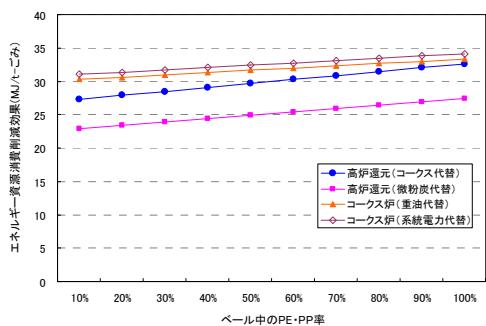


図-12 PE・PP率変化によるエル一資源
減効果の変化(高化、
一クス化原料化)

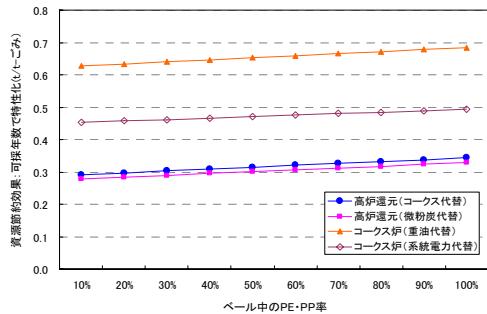


図-13 PE・PP率変化による資源 約効果の変化
(可年数で性化:高化、
一クス化原料化)

(3)分別収集量が増加した場合の環境負荷削減効果の試算

- まず、全国の自治体を、a) プラスチック製容器包装の分別収集を行っている自治体の一定割合が容器包装以外のプラスチックの分別収集も一定程度行う一ス(プラスチック製容器包装収集自治体実施一ス)と、b) 現在プラスチック製容器包装の分別収集を行っていない自治体も含め、全自治体がプラスチック製容器包装及び容器包装以外のプラスチックの収集を行う一ス(全自治体実施一ス)の二つの一スを定する。
- に、プラスチック製容器包装収集自治体実施一スについて、環境省が平成21年度に市町村に対して実施した容器法のプラスチックリサイクルに関するアンケートの調査結果を参考に、)容器包装以外のプラスチックの分別収集の実施に的的な自治体のみ実施と仮定する一ス(実施率:25%)、)検討を考えている自治体も含めて実施と仮定する一ス(実施率:50%)、)すべての自治体が実施と仮定する一ス(実施率:100%)の二つのサ一スを定する。

①全量収集シナリオによる環境負荷削減効果の評価

- 容器プラの収集率を0%とした場合と比べ、容器包装以外のプラスチックの収集・再商品化を行うことによりCO2排出量の減効果が増加することが定される。
- また、資源約効果についても、すべての資源について容器包装以外のプラスチックの収集量の増加による資源約効果の向上が定される。

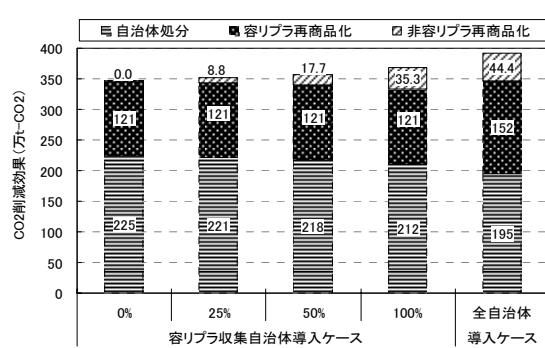


図-14 分別収集量が増加した場合の
CO2排出量 減効果 (全量収集
リオ)

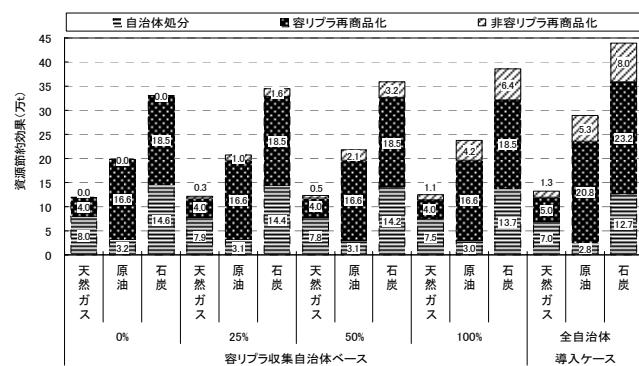


図-15 分別収集量が増加した場合の資源 約効果
(全量収集 リオ)

②選択収集シナリオによる環境負荷削減効果の評価

- 容リプラの収集率を0%とした場合と比べ、容器包装以外のプラスチックの収集・再商品化を行うことによりCO2排出量の減効果が増加することが定される。
- また、資源約効果については、全量収集リオと同、すべての資源について資源約効果の向上が定される。

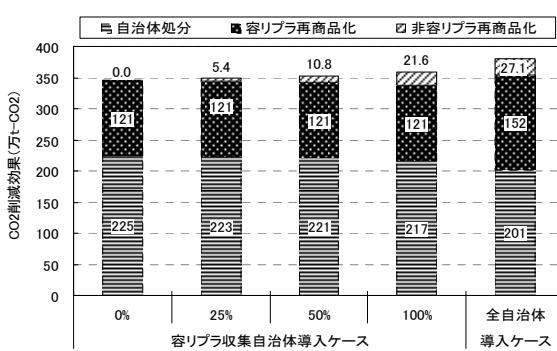


図-16 分別収集量が増加した場合の
CO2排出量 減効果 (全量収集 リオ)

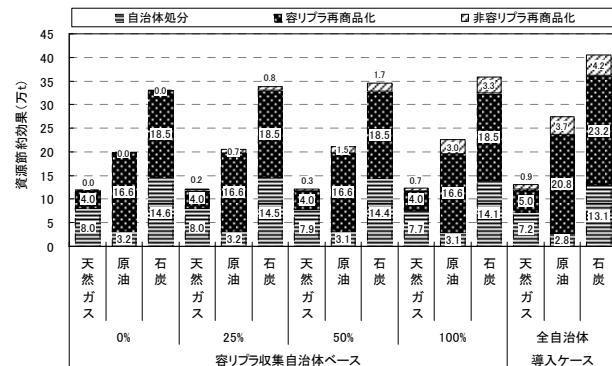


図-17 分別収集量が増加した場合の資源 約効果
(全量収集 リオ)

(4)結果のまとめ

- 容器包装以外のプラスチックをプラスチック製容器包装と一括して収集することとした場合、再商品化手法による環境負荷に影響を与える要素としては、PE・PP率の変化と分別収集量の増加が考えられる。
- PE・PP率は、容器包装以外のプラスチックをすべて収集するのか再商品化にしたプラスチックを多く含むもののみを収集するかといった収集方法の態により変化することが定されるが、PE・PP率の向上による環境負荷減効果の度は、現状の他用プラスチックの用のもあり、材料リサイクル手法の方がリサイクル手法よりきくなる可能性が高いと定される。
- 分別収集量の増加による環境負荷減効果は、PE・PP率が変化しないとの仮定であれば再商品化手法に係る環境負荷の影響を与えるものではないが、容器包装以外の

ラスチックを分別収集せずに処分した場合と比べれば、分別収集量に応じた環境負荷減効果があると定される。

- ・ いずれにしても、上記の結果はさまであるが、今回の算結果のみをもって一括収集の結論をき出すのではなく、他のも含め総合的にする中での一つの材料として扱うべきである。

4. 一括収集による費用面や制度面での課題の整理

(1) 費用面の課題

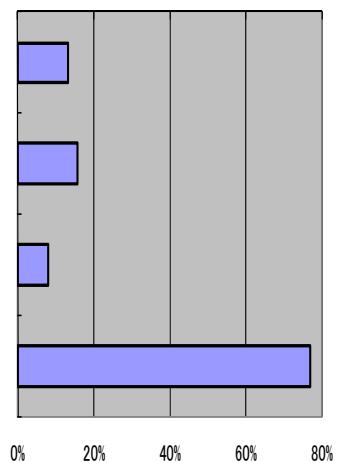
- ・ 容器包装以外のプラスチックをプラスチック製容器包装と一括して分別収集することにより、方自治体の用の変化分は、容器包装以外のプラスチックを収集の対象とすることにより、たに生ずる当別用から、不要になる中間処理・処分用を減らしたものとなると考えられる。
- ・ 容器包装以外のプラスチックを一括して分別収集することにより、別用が容になり、別用が低減するという要があることから、上記のたに生ずる別用がさくなることも考えられる。また、別用が比較的安い中間処理・処分用が比較的高い自治体であれば一括収集により自治体の廃棄物処理用が低減する場合もあるし、容器包装以外のプラスチックを容り制度に基づくりサイクルのルートにせた場合に自治体に追加的に用が生じたとしても、その用を当度さくすることも可能である。
- ・ 一括収集はプラスチック製品の分別収集総量の増加をもたらすことから、再商品化に要する用総も増加することとなるが、対象を取り込んだ場合に用がどの程度の増加となるか検討する必要があるとともに、分別収集量の増が再商品化事業の処理量の増をもたらし、その結果、再商品化用の効率化も見込むことが考えられることにも留意が必要である。に容り制度にかけないごみ収集袋については、一定量が見込めるため、プラスチック製容器包装と併せてベール化することをめると、ベールの質・量面での向上に加え、方自治体での別で袋後に取り除くコストが減でき、いっては制度全体の効率化・安定化にもつながる可能性があると考えることもできる。
- ・ こうした用増加に関し、市町村の考え方を取するため、環境省が平成21年度に市町村に対してアンケート調査を実施したところ、容器包装以外のプラスチックとの一括収集、ベール化してリサイクルするという手法について、「入すべき」「検討にする」という回答が併せて約56%あった(図-1)ものの、その手法に係る用負については、事業者が負すべきという回答が約68%、条件によっては市町村の負としてもよいという回答は約32%(数回)であった(図-1)。
- ・ いずれにせよ、用については、容器包装以外のプラスチックとの一括収集を実施することにより、度のはれど、増加することが見込まれるとこ、その用の増加の制に留意しつつ、一括収集による環境負荷減の効果等と比べながら、その用がどのようなで負されるべきか、また、それが負可能かについてなる議論が必要である。

図-18 容器包装プラスチック以外のプラスチックの収集リサイクルについて (市町村アンケートより抜粋)

選択肢	回答数／(割合)				
	全数	収集人口別内訳			
		30万人以上	30～5万人	5～1万人	1万人未満
是非導入すべき	318	37	126	114	41
	(18.5%)	(36.6%)	(20.5%)	(17.1%)	(12.1%)
検討に値する	637	40	253	239	105
	(37.0%)	(39.6%)	(41.1%)	(35.8%)	(31.1%)
どちらかと言えば消極的	343	13	120	144	66
	(19.9%)	(12.9%)	(19.5%)	(21.6%)	(19.5%)
わからない	417	10	116	169	122
	(24.2%)	(9.9%)	(18.8%)	(25.3%)	(36.1%)
無回答	7	1	1	1	4
	(0.4%)	(1.0%)	(0.2%)	(0.1%)	(1.2%)
合計	1722	101	616	667	338

図-19 上記設問にて、「是非導入すべき」、「検討に値する」と回答した市町村

選択肢	回答数／(割合)				
	全数	収集人口別内訳			
		30万人以上	30～5万人	5～1万人	1万人未満
1. 市町村の負担となつても住民の利便や環境のことを考え容器包装以外のプラスチックもリサイクル制度を導入すべき	126 (11.6%)	7 (8.2%)	41 (9.4%)	50 (12.7%)	28 (16.6%)
2. 市町村が容器包装以外のプラスチックと容器包装プラスチックと一緒に集めるか、容器包装プラスチックのみを集めるか任意に選択できるのであれば、容器包装以外の部分を市町村が負担する場合であつても導入は考えられる	149 (13.7%)	8 (9.4%)	58 (13.3%)	57 (14.4%)	26 (15.4%)
3. 「2」のように任意選択にしつつ、かつ、一部の品目に限定するのであれば、市町村が費用を負担することも考えられる	76 (7.0%)	2 (2.4%)	30 (6.9%)	31 (7.8%)	13 (7.7%)
4. 容器包装プラスチックと同様に容器包装以外のプラスチックのリサイクル費用は事業者が負担すべきである	733 (67.6%)	68 (80.0%)	306 (70.3%)	257 (65.1%)	102 (60.4%)
合計	1084	85	435	395	169



(2) 制度面の課題

- ・ 現行の容り法で再商品化 の対象となっているのはプラスチック製容器包装のみであることから、容器包装以外のプラスチックをプラスチック製容器包装と一括して収集する場合には、現行制度下の 用の でどこまでが可能で、どこから制度の 正が必要で、また、その場合にはどのような 正を行うべきかといった論 について、上述した 用負 に係る議論の結果も踏まえて、整理していく必要がある。

5. 現時点での整理と今後の検討の方向性

(1) 現時点での整理

- ・ プラスチック廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に 別され、この一般廃棄物のうちの PET ボトルとプラスチック製容器包装のみが現行の容リ制度の対象となっており、今回の検討では、まず、プラスチック製容器包装と一括して収集することが考え得る一般廃棄物中の容器包装以外のプラスチックに を当てて整理を行った。産業廃棄物である製造 から排出されるプラスチックや 店で店頭回収されるプラスチック、自販 や の にてられるプラスチックについてのリサイクルの在り方については、今後、実態 を含め、同 の整理が必要である。
- ・ これまで行ってきた整理によれば、家庭から排出されるプラスチック製容器包装と容器包装以外のすべてのプラスチックを一括収集した場合、収集量は増えるが PP・PE・PS・PET の比率は低下するものの、リサイクルに したプラスチックを限定的にプラスチック製容器包装と一括して分別収集すると、収集量を増やすだけでなく PP・PE・PS・PET の比率を高めることも可能である。
- ・ こうした一括収集が環境負荷の 減にもたらす影響としては、PE・PP 率の向上をた環境負荷 減効果の 度が、材料リサイクル手法の方が ルリサイクル手法より きくなる可能性が高いと 定される。また、分別収集量の増加は再商品化手法に係る環境負荷の に影響を与えるものではないが、分別収集量の増加に応 て環境負荷 減効果が すると 定される。いずれにしても、今回の 算結果は他の も含め総合的に する中での一つの 材料として扱うべきである。
- ・ 用面では、収集 別 用の増加が見込まれるが、他方、再商品化 で他 プラが 減 することからベール一単 当たりの処理・再商品化 用が低減することが見込まれる。

(2) 今後の検討の方向性

- ・ 今後はまず、一般廃棄物として排出されるプラスチックとして推計されているものの中に、店頭回収されているプラスチックやオフィス・ 等家庭以外の場 で排出されているプラスチックがどの 度含まれているのか、また、現行容リ制度の下でプラスチック製容器包装が回収されている市町村において、実 に排出されているもののうち 割 度が回収されているのか等の実態を した上で、容器包装以外のプラスチックの中には、金属が 着する比率の高いもの、危険物を含むものなどリサイクルに さないものがあることに留意しつつ、容器包装以外のプラスチックを一括して収集した に、どの 度の分別収集量の増加やその材質の変化が見込まれるのか、さらに 査していく必要がある。また、この 査に当たり、実 に分別排出を行う市 に対する分かりやすさを高めることが可能かどうかにも留意する必要がある。
- ・ その上で、これらのデータを踏まえ、上記の現 での整理で指 された論 について、 や 方自治体、再商品化事業 、再商品化製品 用事業 等の関係 を えて議論を進め、必要に応 てその成果を容リ制度の 用に反映していくとともに、容リ法の 期見直し作業にも反映していくことが ましい。

- ・ また、産業廃棄物として処理されているプラスチックについても、その生産・排出・処理の実態を　し、リサイクル推進の　から　すべき　があるかどうか、検討・整理を進めていくことが必要である。